

## 16～18 徴収関係各表

## 統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

## 2 用語の説明

## (1) 国 税 徴 収

徴収決定済額とは、納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額をいう。

収納済額とは、収納された国税の金額をいう。

不納欠損額とは、滞納処分停止後3年経過等の事由により納税義務が消滅した国税の金額をいう。

収納未済額とは、徴収決定済額のうち収納又は不納欠損を終了しない金額をいう。

## (2) 物納・延納

収納済額とは、国に完全に所有権が移転された物納財産の金額をいう。

引継額とは、収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額をいう。

## (3) 還 付 金

支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

支払委託官分とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。